

議案第三十八号

中央区立中央会館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立中央会館条例の一部を改正する条例

中央区立中央会館条例（昭和四十八年十月中央区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表の三の表を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

結婚式場の廃止等をするため、この条例案を提出します。